

令和8年度採用 福岡市放課後児童クラブ支援員A（欠員代替）（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間

郵送申込	<p>令和8年3月4日（水）～令和8年5月8日（金）【必着】</p> <p>※ 応募は上記期間中に随時受け付け、試験及び合格者の決定も随時行います。</p> <p>※ 採用予定人数に達した場合は、募集を随時終了します。 （退職等により欠員が生じる場合は、募集を再開することがあります。）</p>
------	---

2 募集内容

職名	放課後児童クラブ支援員A（欠員代替）（放課後児童支援員）
採用予定人数	別紙1「支援員A（欠員代替）採用予定人数一覧」のとおり
職務の概要	市立小学校に設置する放課後児童クラブで、児童の育成支援業務などに従事します。
勤務地	<p>別紙1「支援員A（欠員代替）採用予定人数一覧」に記載の放課後児童クラブ</p> <p>※原則として、採用試験申込書の第一希望から第三希望に記入した放課後児童クラブに配置されます。 （令和9年度以降、福岡市内の他の放課後児童クラブへ異動となる場合があります。）</p>
任用期間	<p>・令和8年4月1日から令和8年6月30日まで（例①）</p> <p>・令和8年5月1日から令和8年7月31日まで（例②）</p> <p>※申込の時期により、任用開始時期は異なります。</p> <p>※ただし、令和9年3月31日を限度として、3カ月ごとに任用期間を更新することがあります。</p> <p>※令和9年3月31日を超えて、任用の更新をすることはできません。</p>
受験資格	<p>1 次の各項のいずれかに該当する人</p> <p>（1）保育士の資格を有する人</p> <p>（2）社会福祉士の資格を有する人</p> <p>（3）高等学校卒業者等であり、2年以上児童福祉事業（放課後児童クラブ、保育所、児童館等）に従事した人</p> <p>（4）教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する人</p> <p>（5）学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学（以下、「社会福祉学等」という）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人 （当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した人を含む。）</p> <p>（6）学校教育法の規定による大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた人</p> <p>（7）学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人</p>

	<p>(8) 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人</p> <p>(9) 高等学校卒業者等であり、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業（民間学童等）に従事した人</p> <p>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した人</p> <p>2 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人</p> <p>【地方公務員法第16条（抄）】</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人</p> <p>4 年間を通じて職務に従事できる人</p>
--	---

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	筆記試験	面接試験
日時・会場	/	日時及び会場については、採用試験申込書の提出確認後、放課後こども育成課よりお知らせします。
内容	書類選考 ※提出書類（申込書）をもとに選考を行います。	面接試験（個別）
合格発表	採用試験1週間以内を目途に、合否を郵送で通知します。	

※合否について、電話によるお問い合わせにはお答えできません。

※受験資格がないことが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする支援員A（会計年度任用職員）採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和8年4月1日以降の採用を行います。
- (3) 令和8年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	<ul style="list-style-type: none"> 指定する4週間毎に原則20日（月曜日から土曜日のうち5日程度） <p>※勤務する曜日の固定はできません。</p>
休日	<ul style="list-style-type: none"> 日曜日に加え、指定する4週間毎に原則4日（週休日） 祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日） <p>※研修、緊急対応等のため、日祝日に勤務が必要となる場合があります。</p>
勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> 原則、週27時間30分勤務（1日5時間30分） 時間外勤務を命じる場合があります。 始業・終業時間は、業務の都合等により下記勤務パターンから指定 <p>① 8:00～13:30 ② 8:30～14:00 ③ 9:00～14:30 ④ 9:30～15:00 ⑤ 10:00～15:30 ⑥ 10:30～16:00 ⑦ 11:00～16:30 ⑧ 11:30～17:00 ⑨ 12:00～17:30 ⑩ 12:30～18:00 ⑪ 13:00～18:30 ⑫ 13:30～19:00</p> <p>※学校休業日（土曜日、長期休業期間）以外は、原則⑫13:30～19:00</p>
給与	<p>月額166,433円～170,179円（地域手当を含む。）</p> <p>※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合は、その職歴に応じて報酬月額を決定</p> <p>※報酬月額等については、令和8年度予算の成立を前提とした金額を記載していますので、今後変更となる場合があります。</p>
期末・勤勉手当	年2回（6月、12月）※在職期間等に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などを支給
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用あり
公務災害	労働者災害補償保険制度に基づき補償
服務	地方公務員法における服務に関する各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 報酬等支給日：毎月20日 （ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当は翌月20日） 採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更 放課後児童支援員認定資格研修を修了していない場合、放課後児童支援員として採用された日から起算して2年を経過する日までに修了する必要があります。 <p>（研修の受講方法等は、採用後、研修の詳細が決定し次第通知します。）</p>

6 応募方法等

提出書類	<p>(1) 令和8年度採用 放課後児童クラブ支援員A(欠員代替) 採用試験申込書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A4両面印刷(全4ページ。A4用紙2枚に両面印刷。)とし、別紙2「記入上の留意点」をよく読んで記入してください。 <p>(2) 資格要件確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要書類は、別紙3「資格要件確認書類の提出について」を確認してください。 ・ 事業者独自様式の勤務証明書(在職証明書)を提出する場合、作成例に示す項目が網羅されているか確認してください。 <p>※募集案内、申込書等は、教育委員会放課後こども育成課(市役所11階)、情報プラザ(市役所1階)で配布するほか、福岡市ホームページからもダウンロードできます。</p>
受付期間	令和8年3月4日(水)～令和8年5月8日(金)【 必着 】
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>郵送のみ</u> ・ 封筒の表に「令和8年度 支援員A(欠員代替) 受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。 ・ 提出書類に不足・記入漏れ等がある場合、受付はできません。
提出先	<p>〒810-8621 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市教育委員会 総務部 放課後こども育成課 指導係</p>

7 その他

- ・ 提出された書類は返却いたしません。
- ・ 申込書等に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・ 施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

福岡市教育委員会 総務部 放課後こども育成課 指導係

TEL : 092-711-4662 FAX : 092-733-5736

〒810-8621

福岡市中央区天神一丁目8番1号